分野別データ

1.地域と共に支えあう安全・安心なまち

1. 区民の生命を守る総合危機管理力の向上

1. 首都直下地震における区の被害想定

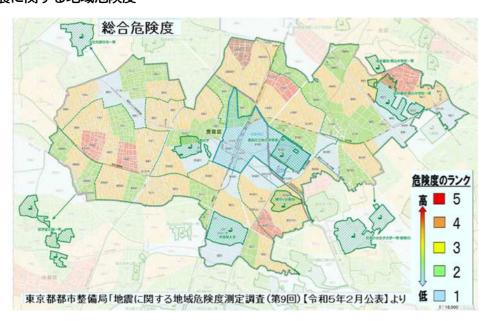
東京都の公表する被害想定が 10 年ぶりに更新された。避難者数は、発災より 4 日~1 週間後にピークを迎える。また、鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱することが想定される。

前提条件	令和4年5月公表		
想定地震	都心南部直下地震		
規模	M7.3		
豊島区内の 予想震度	震度6弱~6強		
時期·時刻	冬·夕18時		
風速	風速8m		

		被害想定	
建物棟数		木造	32,326
上 建物保致		非木造	20,354
		計	816
原因別建物	Ŋ	ゆれ	794
全壊棟数		液状化	22
		急傾斜地崩壊	0
		出火件数	8
火災		倒壊建物を含む焼失棟数	745
		倒壊建物を含まない焼失棟数	733
		計(人)	55
		ゆれ・建物被害	25
	ᅏ	屋内収容物	4
	死 者	急傾斜地崩壊	0
		火災	17
		ブロック塀等	9
人的被害		屋外落下物	0
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		計(人)	1,362
		ゆれ・液状化	898
	負傷	屋内収容物	102
	傷	急傾斜地崩壊	0
	者	火災 火災	33
		ブロック塀等	327
		屋外落下物	4
避難者数		計(人)	48,203
(ピーク時:4	Á	避難所避難者数	32,136
~1週間後	₹)	避難所外避難者数	16,068
		帰宅困難者	128,014
		電力(停電率)	6.5%
		通信(固定電話不通率)	1.6%
ライフライン)	ガス(供給停止率)	0.0%
		上水道(断水率)	21.6%
		下水道(管きょ被害率)	3.4%
閉じ込めに	つな	がり得るエレベーター停止台数	647

出典:首都直下地震等による東京の被害想定報告書(東京都防災会議公表) 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

2. 地震に関する地域危険度



3. 水害発生状況

豊島区における水害は、神田川流域の高田地区を中心に河川の氾濫によるものであったが、昭和 57 年 3 月、当区部分の改修工事(50 mm対策)がほぼ完了したため、その後は被害が発生していない。しかし、都市 化の進展に伴い、昭和58年6月10日の集中豪雨以降は、下水道幹線沿いの低地を中心に内水滞留による被 害が発生している。平成23年、25年夏には、集中豪雨による影響で、各地で大雨が降り被害が発生した。

【床上浸水があった水害】

【休上浸水があつに水舌】 「夜日 降雨量 (mm) 浸水件数 (件)								
	項目						備考	
年月日	# 1 ===	総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計		
昭和56年 7月22日	集中豪雨	78	55	223	627	850		
昭和56年10月22日	台風第24号	192	37	481	191	672		
昭和58年 6月10日	集中豪雨	47	47	14	476	490	40分間	
昭和62年 7月25日	集中豪雨	65	50	10	138	148	30分間	
昭和62年 7月31日	集中豪雨	75	60	109	1,123	1,232	30分間	
平成 5年 8月27日	台風第11号	248.5	36.5	1	113	114		
平成 6年 7月18日	集中豪雨	198	49.5	3	12	15		
平成11年 7月21日	集中豪雨	61	45	76	15	91		
平成11年 7月22日	集中豪雨	35.5	35	12	6	18		
平成11年 8月13日	集中豪雨	148.5	24	8	1	9		
平成11年 8月24日	集中豪雨	60	59	40	1	41		
平成11年 8月29日	集中豪雨	84.5	60.5	131	38	169		
平成11年10月27日	集中豪雨	76.5	26	1	5	6		
平成12年 7月 4日	集中豪雨	67.7	58.5	10	1	11		
平成12年 8月 5日	集中豪雨	60.5	59.5	19	3	22		
平成12年 9月12日	集中豪雨	18	18	38	0	38		
平成16年10月 9日	台風第22号	118.5	58	1	9	10		
平成20年 7月29日	集中豪雨	35	22.5	38	3	41	20分間	
平成20年 8月 5日	集中豪雨	106.5	48	16	31	47		
平成21年 8月10日	台風第9号	80.5	32.5	26	5	31		
平成21年10月 8日	台風第18号	141	42.5	3	0	3		
平成23年 8月26日	集中豪雨	100	87	70	30	100		
平成25年 8月21日	集中豪雨	87	54	58	44	102		
平成25年10月16日	台風第26号	225	39	4	0	4		
平成30年 9月18日	集中豪雨	40.5	38.5	15	2	17		
令和 5年 6月 2日	台風第2号	168.5	33	19	3	22		
令和 6年 7月 6日	集中豪雨	36	25.5	3	0	3		
令和 6年 7月 31日	集中豪雨	42.5	26.5	15	6	21		
令和 6年 8月 19日	集中豪雨	22	22	1	0	1		

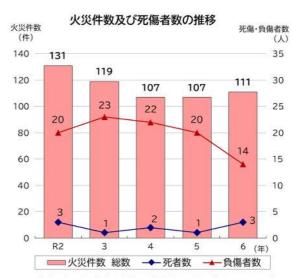
出典:防災危機管理課作成資料、道路整備課資料

4. 火災原因・件数

令和6年は、前年度より、たばこ、放火、電気,ガスを原因とする火災は減少したがその他の原因と した火災は増加した。



令和7年6月、豊島・池袋両消防署への問い合わせによる確認



令和7年6月、豊島・池袋両消防署への問い合わせによる確認

5. 防災訓練の実施状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、総合防災訓練及び地域防災訓練は実施 しなかった。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、総合防災訓練のうち、防災フェス は中止、図上訓練は区職員のみに縮小し、実施。合同防災訓練及び地域防災訓練は、一部実施。令和4年度 はとしまみどりの防災公園にて「としま DOKIDOKI 防災フェス」を実施。合同防災訓練は、年度当初の予定 通り実施。令和5年度は「としま DOKIDOKI 防災フェス」は雨天により中止。合同防災訓練は、年度当初の 予定通り実施。令和6年度は「としま DOKIDOKI 防災フェス」をとしまみどりの防災公園にて実施。合同防 災訓練は、年度当初の予定通り実施。

項目/年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
としまDOKI☆彡DOKI防災フェス参加者	-	65名	4,500名	雨天中止	8,000名
救援センター開設運営訓練参加者	2センター	5センター	17センター	17センター	17センター
秋坂センター	216名	417名	950名	1,320名	1, 211名
地域防災組織訓練参加者	_	16組織	151組織	81組織	109組織
地域的火柜碱训殊参加有	_	822名	3,036名	3,125名	3,975名

【としま DOKI☆彡 DOKI 防災フェス】 年各 1 回 民間団体、消防、警察、四師会等、官民連携で実施するイベント型の防災フェス。

【救援センター開設・運営訓練】 通年

地域防災組織の役員及び会員を中心とし、救援センターの開設・運営方法の習得を目的とし、訓練を実施。

【地域防災組織訓練】通年

地域防災組織は、町会・自治会を母体として区内全域に組織されている。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目標に、実践的な地域の災害応急対策訓練を実施。

出典:防災危機管理課作成資料

基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
	5,186	5,050

6. 安全・安心メールの登録、配信状況

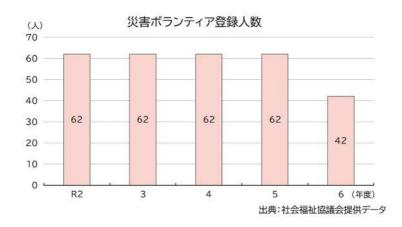
不審者情報、防犯情報等、区民が必要としている安全・安心情報を、事前登録している個人の携帯電話等 にメールで送信し、区民の安心感を高めている。稼動アドレス数は 12,921 名(令和7年3月)となってい る。

安全・安心メール 登録・配信状況 (発信件数) (稼働アドレス数) 12,921 □□ 稼動アドレス数 1,200 13,000 → 発信件数 11,983 12,000 1.000 11,210 11,166 10,995 800 11,000 688 10,000 600 305 9.000 400 205 154 142 8.000 200 7,000 4 6 (年度) 出典:防災危機管理課作成資料

2. 区民防災力の向上

1. 災害ボランティアの登録人数

大規模災害発生時における支援活動等を目的とした、災害ボランティア登録者数。令和 6 年度は、 42 人であった。

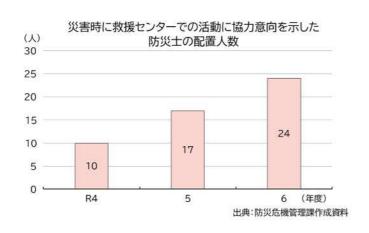


基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
災害ボランティア登録人数【人】	42	100

3. 災害時避難者・災害時要援護者対策

1. 救援センターへの防災士の配置人数

令和4年度より、防災士資格取得助成事業を開始した。令和6年度までは、7名程度の助成を実施した。

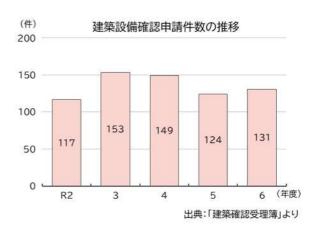


基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
災害時において、救援センターでの活動に協力する意向を示した防災士を 配置した人数【人】	17	105

4. 災害に強い都市の実現

1. 建築確認審查

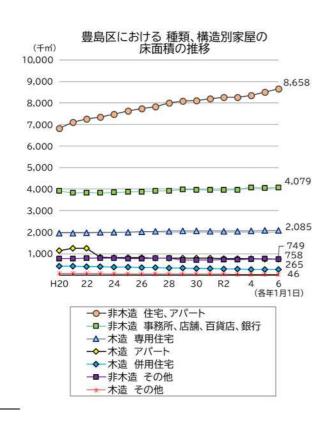




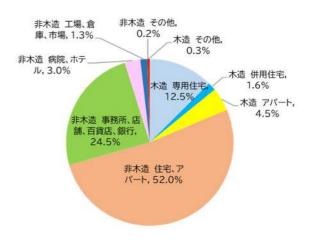


出典:「定期報告受付簿」より

2. 種類、構造別家屋の床面積の推移



令和6年 種類、構造別家屋の床面積の構成比



出典:東京都統計年鑑

「地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積」

3. 狭あい道路整備率の推移

目標の年間整備率約1%を達成している。



基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
狭あい道路拡幅整備率【%】	40.8	46.0

4. 住宅の耐震化率



出典: 豊島区耐震改修促進計画(令和3年4月)

- ※① 平成25年及び平成30年住宅・土地統計調査を基に、住宅数を推計して算出。
- ※② 耐震化の推計方法については、東京都の耐震化率の推計方法に準拠。

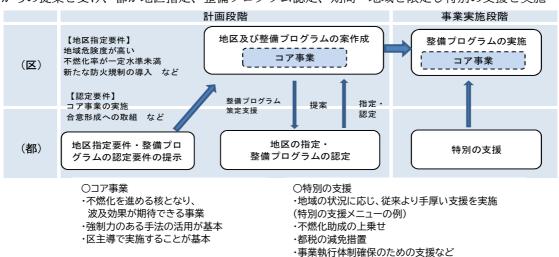
5. 「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」

東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木密地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を策定し、①不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)内の不燃領域率 70%の達成 ②特定整備路線の 100%の整備を目標に掲げ、令和 2 年度までの期間限定で手厚い支援を展開してきた。令和元年 12 月に、今後、東京が目指すべき大きな方向性を示すために策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」において、2040 年代の目指す姿として「災害の脅威から都民を守る強靭で美しい東京」を掲げるとともに、2030 (令和 12) 年に向けた戦略として、戦略 8 「安全・安心なまちづくり戦略」を示し、「燃え広がらないまちづくり推進プロジェクト」として、不燃化の取組を更に推進することとし、不燃化特区制度と特定整備路線の整備を 5 年間延伸をしている。

豊島区も木密地域を多く抱えているという地域特性から、積極的に都と連携してこの問題に取り組んでいる。

(1)不燃化特区制度の創設

整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進区からの提案を受け、都が地区指定、整備プログラム認定、期間・地域を限定し特別の支援を実施



- ・平成25年4月、不燃化特区制度の先行実施地区として東池袋四・五丁目地区が指定された。
- ・平成 26 年 4 月、不燃化特区制度の実施地区として池袋本町・上池袋地区、補助 81 号線沿道(巣鴨・駒込地区)、補助 26・172 号線 沿道(長崎・千早地区)の三地区が追加指定された。
- ・平成 27 年 4 月、不燃化特区制度の実施地区として雑司が谷・南池袋地区が追加指定された。また、長崎・千早地区が、南長崎まで拡大された。
- ・令和2年3月、東京都は「防災都市づくり推進計画の基本方針」の公表。令和3年3月、防災都市づくり推進計画の策定。令和3年4月、5年間延伸され、不燃化特区指定(5地区継続・池袋本町・上池袋地区の区域を拡大)された。

(2) 特定整備路線

平成25年4月1日、東京都は特定整備路線として28区間を指定した。 このうち、豊島区に係る区間は下記の7区間である。

路線名	整備地域名	区間	所在区
補助26号線	南長崎·長崎·落合地域	南長崎六~長崎五	豊島区
補助26号線	同上	千早四~要町三	豊島区
補助172号線	同上	西池四~長崎五	豊島区
補助81号線	東池袋·大塚地域	南池二~四	豊島区
補助73号線	池袋西·池袋北·滝野川地域	豊)池袋四~板)板橋一	豊島区·板橋区
補助82号線	同上	豊)上池三~板)大山金井町	豊島区·板橋区
補助81号線	西ヶ原・巣鴨地域	豊)巣鴨四〜北)西ヶ原三	豊島区·北区

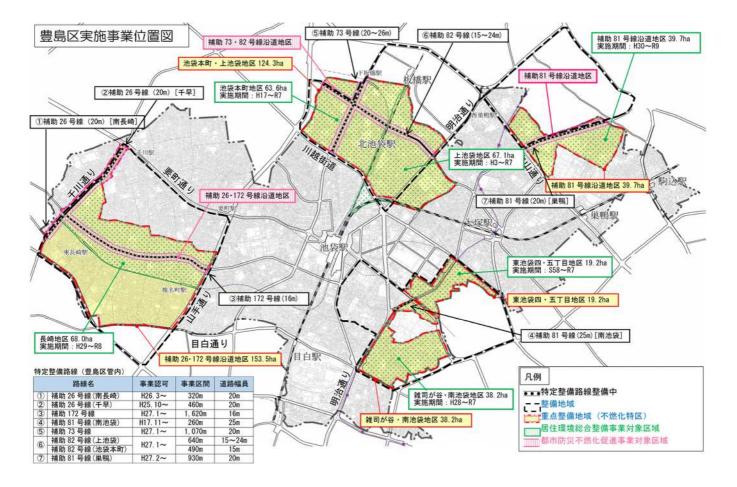
※全路線事業中

※特定整備路線とは、防災都市づくり推進計画に定める整備地域内の未整備及び事業中の都市計画道路のうち、延焼遮断帯の形成に資するなど、防災上、整備効果が高い区間で、その整備を加速するため、関係権利者等に対し、生活再建等のための特別な支援策を期間限定で、その制度が適用される都施行の都市計画道路のことをいう。

6. 居住環境総合整備事業地区

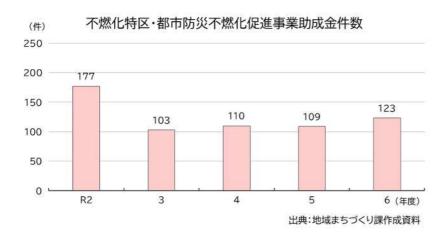
この事業は、既成の市街地において、十分な基盤整備がなされずに老朽住宅が密集するなどしたため防災性 や居住環境に改善の余地が有ると認められる地区において、道路の拡幅整備や公園・広場の整備などを進め、 併せて老朽住宅の建替えを促進するなど地域の居住環境の改善について総合的に取り組むものである。

現在、豊島区においては、「東池袋四・五丁目地区」「上池袋地区」「池袋本町地区」「雑司が谷・南池袋地区」 「長崎地区」「補助 81 号線沿道巣鴨・駒込地区」で事業を実施している。



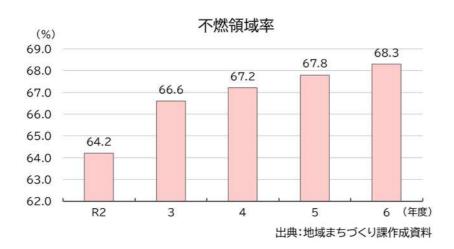
7. 不燃化特区·都市防災不燃化促進事業助成金件数

不燃化特区指定区域内及び特定整備路線沿道30mの範囲において、不燃化を促進しており、対象範囲内では老朽建築物の建替えや除却の経費を一部助成している。不燃化特区は、令和3年度に令和7年度まで延伸されている。また、令和5年度より建築工事費助成を新設している。



8. 不燃領域率

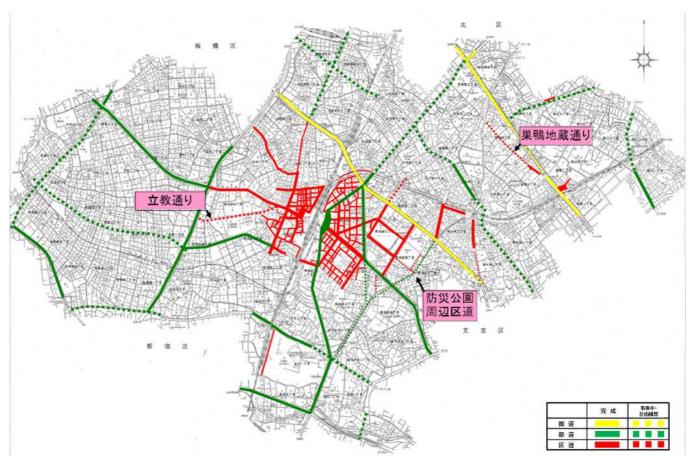
市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化は道路・公園などの空き地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼ0となる。(令和3年度より、上池袋一丁目地区を追加。)なお、令和3年度土地利用現況調査のデータが公表されたことにより、令和3年度以降再算出。



基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
重点整備地域内の不燃領域率【%】	68.3	70.0%以上

9. 区道の無電柱化状況

区内全域で無電柱化を実現し、災害に強いまちを目指す。令和7年3月時点で、区道全体延長282.7kmのうち、無電柱化済み延長が約21.8km(約7.7%)である(国道・都道の無電柱化状況は、令和2年3月末時点)。



出典:道路整備課作成資料

10. 雨水流出抑制対策実績数量の推移

総合的な治水対策、良好な居住環境の創造を図るため、公共施設及び民間の大規模施設における雨水流出抑制施設設置の推進をした実績数量を示す。



雨水流出抑制施設:雨水を一時的に貯留 (緑地、駐車場、校庭、集合住宅の空間等に 雨水を一時的に貯留)、又は地下に浸透(雨 水を地中に浸透)させるもの

5. 地域における区民参画・協働の推進

1. 地域コミュニティの活性化に関わる住民意識の変化

区民ひろばの運営の充実を更に図るため、平成 17 年度より地域区民ひろば利用者アンケートを実施している。その中で平成 26 年度から「地域コミュニティの活性化について」を新たな設問として導入し、地域コミュニティの拠点としている区民ひろばの利用者は、それらに対しどのように考えているのか意識調査を行った。

■地域区民ひろば利用者アンケート回収状況

- ・令和2~4年度は新型コロナウイルスの影響で事業が縮小したため、アンケート調査は未実施
- ・令和5年度・6年度はオンラインで実施
- ・令和6年度は東京都データ連携・活用促進プロジェクトの採択事業として、ウェルビーイングに関するアンケートを実施。設問数は60間ほど(令和5年度は15間程度)。

	H30年度	R1年度	R2~4年度	R5年度	R6年度
◇配付数 全ひろばで配布した調査票の総計	2,188部	2,776部		-	-
◇ 有効回答数 全ひろばで回収した調査票の総計	2,100部	2,769部		3,705部	2,436部
◇有効回収率 有効回収数÷配布数	96.0%	99.7%		-	-

■地域コミュニティが活性化されるにあたり、どのようなメリットがあるか(そう思う・ややそう思う)

・令和5・令和6年度のアンケートではこちらの項目は実施していない

回答数			H30年度	R1年度	R2~4年度	R5年度~ 単位:
①住民同士で支え合いや助け合いができる			1,527	1,584		-
②困ったときにすぐに相談できる			1,454	1,434		-
③近所の住民の様子が分かる			1,345	1,078		-
④災害時に協力し合える			1,513	1,245		-
⑤地域の防犯力が高まり、安全・安心なまちになる			1,478	993		-
	合	計	7,317	6,334		_

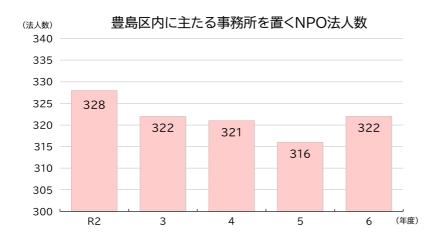
■地域コミュニティを活性化させるために必要だと考えること

- ・令和5年度では択一式の質問に変更したため、合計人数が減少している。
- ・令和6年度は質問内容を一新したため、この項目は実施していない。

回 答 数	H30年度	R1年度	R2~4年度	R5年度	R6年度	単位:人
①イベントなど、交流の機会を増やす	1,439	1,518		663	-	
②住民が気軽に集まれる場所をつくる	1,512	1,586] / [548	-	
③住民自身が、地域とつながりをもつよう意識する	1,429	863	I / I	145	-	
④住民が参加できるボランティア活動などを盛んに行う	1,222	404	I / I	30	-	
⑤町会や自治体について、住民に知ってもらう	1,346	513	I / I	40	-	
⑥区民ひろばに新しい利用者を増やす(27年度追加)	1,298	641	I / I	111	-	
合 討	8,246	5,525	<i>V</i>	1,537	-	

出典:地域区民ひろば利用者アンケート

2. 区内NPO法人数



区内NPO法人の活動状況

(令和7年3月末時点)

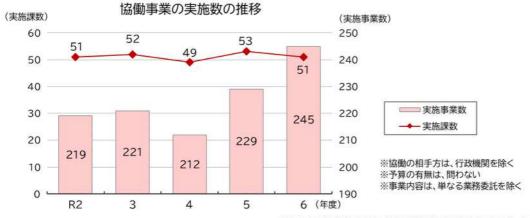
番号	活動分野	法人数	割合	割合(順位)
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	167	10.8%	3位
2	社会教育の増進を図る活動	200	13.0%	2位
3	まちづくりの推進を図る活動	114	7.4%	6位
4	観光の振興を図る活動	16	1.0%	17位
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	5	0.3%	19位
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	139	9.0%	5位
7	環境の保全を図る活動	65	4.2%	9位
8	災害救援活動	16	1.0%	17位
9	地域安全活動	40	2.6%	13位
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	63	4.1%	10位
11	国際協力活動	95	6.2%	7位
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	25	1.6%	14位
13	子どもの健全育成を図る活動	147	9.5%	4位
14	情報化社会の発展を図る活動	47	3.0%	12位
15	科学技術の振興を図る活動	24	1.6%	15位
16	経済活動の活性化を図る活動	54	3.5%	11位
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	84	5.5%	8位
18	消費者の保護を図る活動	18	1.2%	16位
19	以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	221	14.3%	1位
20	以上に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	1	0.1%	20位
計		1,541	100.0%	-

[※] 番号は、特定非営利活動促進法における記載順。

出典:東京都NPO法人ポータルサイトより抽出

[※] 一法人で複数の活動分野にまたがるため重複カウントとなっている。

3. 協働事業の実施数



出典:区民活動推進課作成資料(「協働事業に関する調査」より)

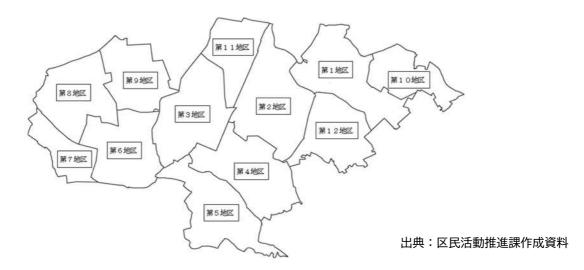
基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
区とNPO等との協働事業の実施数【件】	245	290

4. 町会加入状況(参考値)

令和7年3月1日現在 住基人口における地区別世帯数

地区	町会数	世帯数	加入世帯	加入率
第1地区	17	21,486	9,771	45.5%
第2地区	18	26,790	7,626	28.5%
第3地区	16	20,377	7,129	35.0%
第4地区	13	14,579	4,346	29.8%
第5地区	11	13,613	7,017	51.5%
第6地区	9	19,215	5,659	29.5%
第7地区	5	9,352	4,126	44.1%
第8地区	7	13,746	6,193	45.1%
第9地区	7	12,715	4,348	34.2%
第10地区	6	10,325	6,634	64.3%
第11地区	8	10,993	4,068	37.0%
第12地区	12	14,450	6,046	41.8%
合計	129	187,641	72,963	38.9%

- ※世帯数合計は令和7年3月1日現在住民基本台帳をもととしている。
- ※加入世帯数は令和7年3月末日現在の各町会からの報告値である。



6. 地域における活動・交流拠点の充実

1. 地域区民ひろば施設利用者数

R2.3.2~R2.6.7 までコロナウイルス影響により全館一時休館としたため、令和元年度統計の運営延べ月数は 11 ヶ月、令和 2 年度統計の運営延べ月数は 10 ヶ月とした。令和 2 年度は感染症対策を講じながらの運営になったため、1 地区ひと月当たりの利用者数は、前年度と比べ、大幅に減少した。

R3.4.25~R3.5.31 までコロナウイルス影響により全館一時休館としたため、令和3年度統計の運営延べ 月数は11ヶ月とした。令和3年度も感染対策を講じながらの事業実施となったが、令和2年度より実施事業を増やしたため1地区ひと月当たりの利用者数は増加した。区民ひろば池袋、区民ひろば要は改築に伴い仮施設での運営となり、運営規模を縮小したことから、ひと月当たりの利用者数は大幅に減少した。また、区民ひろば南大塚は都の耐震改修工事のため、2階子育てひろばを一時休館したほか、区民ひろば19施設は令和3年6月・7月の一部をワクチン巡回接種会場として使用したため、一部休館した。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を段階的に緩和し、令和3年度に比べ利用者数が増加した。 令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置づけられ、活動の制限が緩和されたこと により、令和4年度より利用者数が増加した。

令和 6 年度では新型コロナウイルス感染症による活動制限もほぼ無くなり、利用者数も令和 5 年度より緩やかに増加した。

1地区ひと月あたり利用者数【利用者総数÷運営延べ月数(=12ヶ月)】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仰高	1,628	1,454	1,614	1,879	1,761
駒込	2,339	2,313	2,548	2,760	2,756
南大塚	3,246	2,590	3,461	2,534	2,102
清和	2,081	3,123	3,575	4,063	4,188
西巣鴨	1,675	2,118	2,398	2,400	2,432
豊成	1,750	1,634	2,046	2,467	2,569
朋有	2,024	1,895	1,851	1,893	2,625
朝日	462	438	573	765	1,229
上池袋	2,108	2,329	2,739	3,012	3,265 2,319
池袋本町	1,646	2,005	2,138	2,211	2,319
西池袋	929	1,341	1,989	2,262	2,484
池袋	1,185	689	972	2,979	2,630
南池袋	602	1,136	1,967	2,761	3,135
高南	1,975	2,118	2,409	3,078	2,497
目白	1,510	1,993	1,985	2,001	1,812
長崎	1,138	1,241	1,538	1,347	628
要	1,982	998	946	3,024	3,514
椎名町	951	1,329	1,974	3,270	3,199
富士見台	2,779	3,126	3,610	4,316	4,601
千早	3,071	3,034	3,378	3,869	4,366
高松	1,525	1,834	2,446	3,039	3,205
さくら	1,911	2,660	3,174	3,133	3,490
合計	38,515	41,398	49,331	59,063	60,808
平均	1,751	1,882	2,242	2,685	2,764

[※]さくら(第一)は令和元年5月~令和2年6月まで休館、第二において縮小運営。

出典:地域区民ひろば課作成資料

[※]要は令和3年2月11日~28日まで休館、令和3年3月から仮施設において縮小運営。

令和5年4月7日~4月24日まで休館。

[※]池袋は令和3年4月1日~令和3年4月18日まで休館。令和3年4月19日より仮施設において縮小運営。 令和5年1月14日~1月31日まで休館。

[※]南大塚は令和3年7月1日~令和3年9月1日まで2階子育てひろばを休止

令和5年9月3日~9月24日まで休館、令和5年9月25日より仮施設において縮小運営。

[※]椎名町は令和4年9月10日~9月30日まで休館。

[※]朋有は令和4年9月1日~9月11日まで休館、令和4年9月12日より仮施設において縮小運営 令和4年1月11日~令和4年1月21日まで休館

令和6年1月11日~令和6年1月31日まで休館。

[※]長崎は令和5年12月1日~12月21日まで休館、令和5年12月22日より仮施設において縮小運営。

[※]高南(第二)は、機能の一部を第一に移して令和6年9月1日から休館。

[※]朝日は、令和 6 年 11 月 24 日~12 月 16 日まで休館。

[※]区民ひろば19施設は、ワクチン巡回接種会場のため、令和3年6月・7月の一部を休館。

[※]四捨五入の影響により「2. 地域区民ひろば施設年齢層別利用者数」の数値と異なる場合がある。

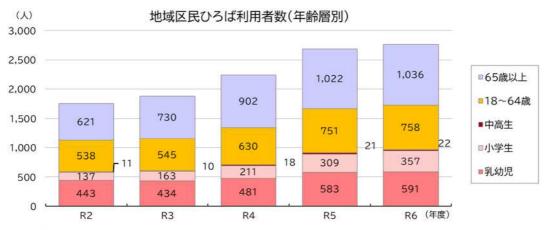
2. 地域区民ひろば施設年齢層別利用者数

地域区民ひろばは、平成30年度新たに9地区で日曜日の開館を実施。これにより、すべての地区(平成28年度は5地区、平成29年度は8地区)で日曜日を開館。地域区民ひろば施設年齢別利用者数は、乳幼児と子育て世代を含む大人(18~64歳)の利用者が増加した。

R2.3.2~R2.6.7 及び R3.4.25~R3.5.31 までコロナウイルス影響により全館一時休館としたため、運営延べ月数は令和元年度は 11 ヶ月、令和 2 年度は 10 ヶ月、令和 3 年度は 11 ヶ月とした。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を段階的に緩和し、令和3年度に比べ利用者数が増加した。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置づけられ、活動の制限が緩和されたこと により、令和4年度より利用者数が増加した。

令和6年度も全年齢区分で緩やかに利用者増となっている。



出典:地域区民ひろば課作成資料

- ※1地区ひと月あたり利用者数(年齢層別利用者総数÷運営延べ月数÷地区数)
- ※四捨五入の影響により、「5. 地域区民ひろば施設利用者数」の数値と異なる場合がある。

3. 地域区民ひろばの登録者数

令和2年度は新型コロナウイルスによる活動制限の影響が大きく、区民ひろばも感染対策を講じながらの事業実施となっていたため、例年よりも登録者は少なかったが、令和3年度からは段階的に新型コロナウイルスによる活動制限を緩和して事業数を増やしていったことで、大きく登録者数の増加が見られた。令和5年度には新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置づけられたことにより、さらに登録者が増加した。令和6年度では新型コロナウイルス感染症による活動制限もほぼ無くなり、登録者数も令和5年度と同水準となった。



基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
区民ひろばの登録者数【人】	20,533	27,000

4. 地域区民ひろばの子育て世代を含む年齢層(18歳から64歳)の登録率

地域区民ひろばは、平成30年度新たに9地区で日曜日の開館を実施。これにより、すべての地区(平成28年度は5地区、平成29年度は8地区)で日曜日を開館し、平日の利用が難しい子育て世代を中心とした事業を展開する中で、18歳~64歳の登録が増加した。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため R2.3.2~R2.6.7 まで臨時休館し、6 月の開館後も制限しながらの運営となったため登録者数は令和元年度と比較すると激減している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためR3.4.25~R4.5.31まで臨時休館していたが、令和2年度と比較して実施事業数が増加したため、登録者数も増加している。

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策を段階的に緩和し利用者数も増えていることから令和 3 年度に比べ登録率も増加した。

令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置づけられた。そのため、活動の制限が緩和され、利用者数も増えていることから登録率も増加した。

令和6年度は登録率が若干下がったものの、登録者数では令和5年度同様、7,000人を超えた。



地域区民ひろばの子育て世代を含む年齢層の登録率

5. 地域区民ひろばにおける事業の実施回数

令和 2.3.2~令和 2.6.7 及び令和 3.4.25~令和 3.5.31 までコロナウイルスの影響のため全館一時休館したが、令和 3 年度は令和 2 年度と比べ、多くの事業を実施したため、事業回数が大幅に増加している。

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策を段階的に緩和したため、令和 3 年度に比べ事業回数が増加した。

令和 5 年度は新型コロナウイルスが感染症 5 類感染症へと位置づけられ、活動の制限が緩和されたことにより事業回数が増加した。

令和 6 年度は、事業カウント方法の見直しと大規模改修や移転に伴う休館を行う施設が重なったため事業回数が減少した。



63

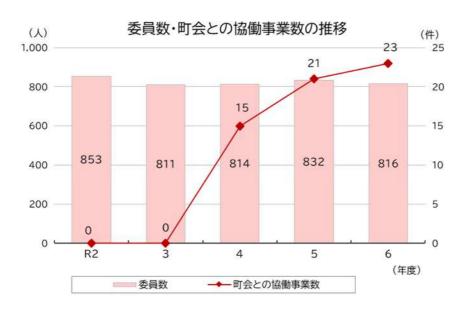
6. 区民ひろば運営協議会 (NPO 法人化した運営協議会を含む)

地域区民ひろば運営協議会は平成18年度から順次立ち上がり、30年度にすべての区民ひろばに設置され、地域に根差した活動を展開している。

運営協議会の委員数は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり減少傾向であったが、令和 4 年度には微増し、令和 5 年度にはコロナ前に戻っている。

運営協議会自体に、各地域の町会長はじめ町会メンバーが役員・委員として参画しているため、広義的に は運営協議会の事業は全て町会との協働事業とも言える。

純粋に町会と運営協議会で共催した事業、町会が協力団体として参加した事業は令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響で事業が縮小したため、実施がなかった。令和4年度以降の事業数は回復傾向である。

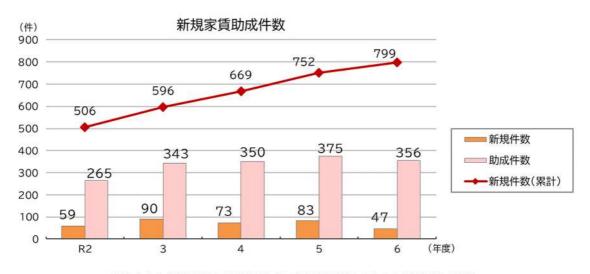


出典:区民ひろば運営協議会・NPO法人事業報告集

7. 良質で長く住み続けられる住環境の整備

1. 家賃助成件数

ファミリー世帯への家賃助成は、令和元年度に助成金額を拡大したことや他課への周知も行っていることなどから、継続を含めた助成件数は増加傾向にあった。



出典:自立支援担当課作成資料(令和3年度より住宅課から自立支援担当課へ移管)

2. ファミリー世帯の構成割合

令和3年度以降、単身世帯数は増加しているが、ファミリー世帯数は令和6年度減少に転じ、総世帯数に占める割合も減少している。

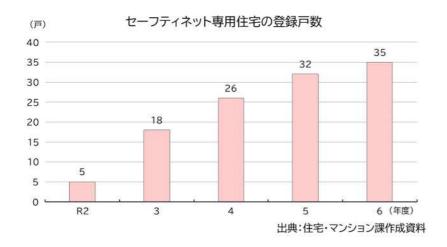
※ファミリー世帯とは、住民基本台帳における「夫婦と子の世帯」、「ひとり親と子の世帯」の合計である。



基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
ファミリー世帯の構成割合【%】	18.5	21.0

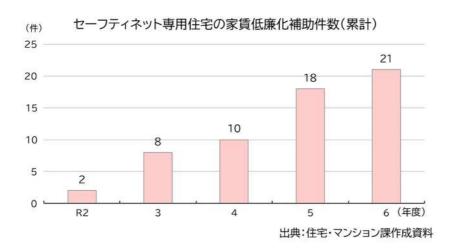
3. セーフティネット専用住宅の登録戸数

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(=セーフティネット住宅)の供給を促進することを目的とした制度で、セーフティネット専用住宅は住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅として登録された住宅である。居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携等により、セーフティネット専用住宅の登録戸数は増加している。



4. セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助件数

令和元年度新規事業。居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携等によるセーフティネット専用住宅の登録件数の増加に伴い、家賃低廉化補助件数も増加傾向にある。



5. 建て方別住宅の状況

共同住宅の割合は、82.7%と全国の45.5%、東京都の72.2%を大幅に上回っている。

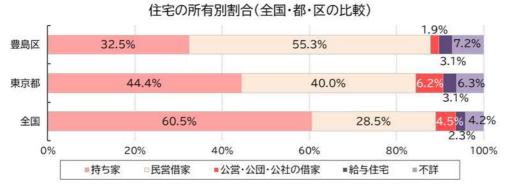
1.7% 0.2% 15.4% 82.7% 豊島区 1.8% 東京都 25.7% 72.2% 0.3% 2.3% 全国 52.2% 45.5% 0.1% 20% 40% 0% 60% 80% 100% ■一戸建 ■長屋建 共同住宅 ■その他

住宅の建て方別割合(全国・都・区の比較)

出典:令和5年住宅·土地統計調查

6. 住宅の所有関係別状況

民営借家の割合は、55.3%と全国の28.5%、東京都の40.0%を大きく上回っている。

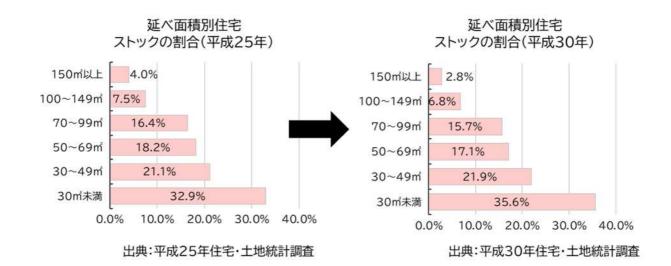


出典:令和5年住宅·土地統計調查

7. 延べ面積別住宅ストックの変化

住宅の延べ面積は、平成25年と平成30年を比較すると、全体では30㎡未満が32.9%から35.6%に2.7ポ イント増加し、50 ㎡以上は46.1%から42.4%に3.7 ポイント減少している。

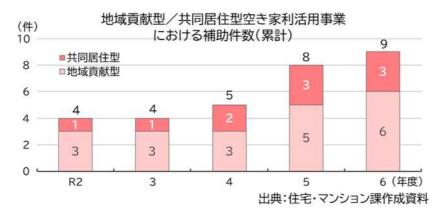
※令和5年住宅・土地統計調査における延べ面積別住宅ストックに係る特別集計は未公表



8. 地域貢献型/共同居住型空き家利活用事業における補助件数

令和元年度開始。令和2年度から3年度は新規の実績がなかったが、令和4年度以降は地域貢献型、共同居住型とも件数が増加している。

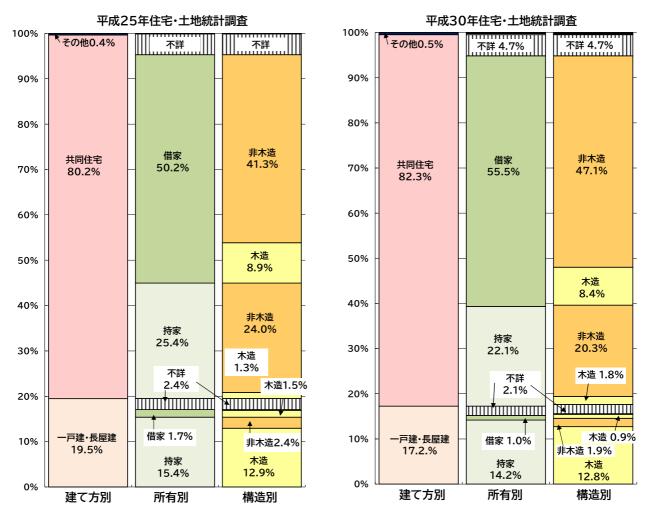
令和6年度は、障害者支援を行う一般社団法人と空き家オーナーを区がマッチングし、空き家となっていた旧酒店の倉庫を障がい者のアート作品を常設展示するアートミュージアムに転用したケース(地域貢献型)。



9. 構造別住宅の状況

平成 25 年と平成 30 年の調査を比較すると、共同住宅の借家比率が 50.2%から 55.5%に 5.3 ポイント増加 した。また共同住宅による借家の非木造の構成比率が 41.3%から 47.1%に 5.8 ポイント増加した。

※令和5年住宅・土地統計調査における構造別住宅の状況に係る特別集計は未公表



出典:住宅・マンション課作成資料(「平成25年住宅・土地統計調査及び平成30年住宅・土地統計調査」より作成)

10. 最低居住面積水準未満の世帯の割合

国の居住水準の目標は、従来、住宅建設五箇年計画に基づく「最低居住水準」であったが、住生活基本法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」(平成 18 年)により、「最低居住面積水準」に変更された。

「最低居住面積水準」とは、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として、必要不可欠な住宅の面積に関する水準であり、豊島区でこの水準を下回っている世帯の割合は17.4%となっている。23 区の平均12.6%と比べて、水準を下回っている世帯の割合が4.8 ポイント多い。

世帯総数に占める最低居住面積水準未満世帯の割合(23区)



最低居住面積水準未満の世帯の状況(住宅の所有別)

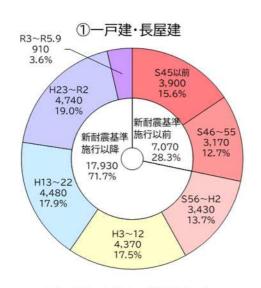
	総数	最低居住面積 水準以上	最低居住面積 水準未満
 持 ち 家	59,920	58,260	1,660
付 り 多	100.0%	97.2%	2.8%
	109,670	79,440	30,230
1日	100.0%	72.4%	27.6%
公営の借家	1,420	1,350	70
	100.0%	95.1%	4.9%
 都市再生機構・公社の借家	1,990	760	1240
卸印丹土傚件、公社の旧多	100.0%	38.2%	62.3%
民営借家(木造)	10,440	6,040	4,400
氏名旧家(小垣 <i>)</i>	100.0%	57.9%	54.5%
民営借家(非木造)	90,100	66,420	23,680
	100.0%	73.7%	26.3%
給 与 住 宅	5,720	4,860	860
給 与 住 宅 	100.0%	85.0%	15.0%

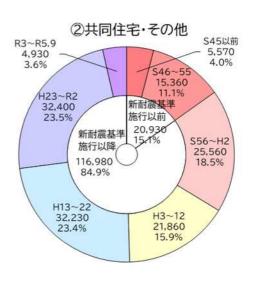
出典:令和5年住宅·土地統計調査

11. 建築時期別住宅の状況

一戸建・長屋建の建物のうち、昭和 56 年の新耐震基準以降に建築されたものの割合は、平成 30 年の 64.7%から令和 5 年の 71.7%へと 7 ポイント上昇している。

また、共同住宅・その他の建物も同様に 81.7%から 84.9%へと 3.2 ポイント上昇している。





出典:令和5年住宅·土地統計調查

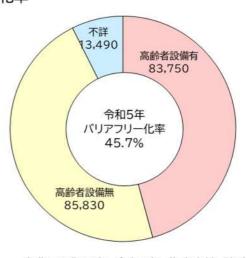
※新耐震基準:建築基準法の改正により、昭和56年6月より適用。震度6強の地震に対しても、 人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

12. 住宅のバリアフリー化率

平成 30 年と令和 5 年の調査結果を比較すると、バリアフリー化率は 40.0%から 45.7%へと 5.7 ポイント向上している。

住宅のバリアフリー化率

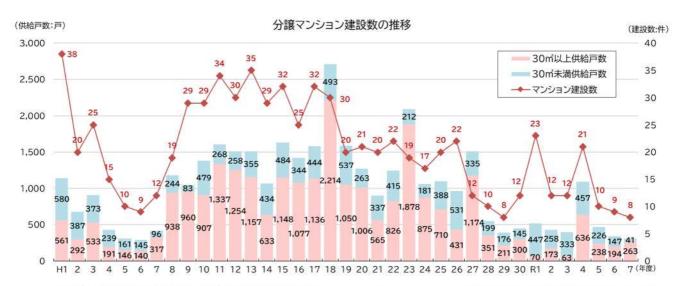




出典:平成30年·令和5年 住宅土地·統計調査

13. 分譲マンション建設数の推移

平成28年以降、分譲マンションの供給戸数は概ね400戸前後で推移している。



- ※30㎡以上供給戸数は、平成21年以前は29㎡以上の供給戸数の数値である。
- ※30㎡未満供給戸数は、平成21年以前は29㎡未満の供給戸数の数値である。
- ※令和7年については、本年中に竣工予定のものを含めた数値である。

出典:住宅・マンション課作成資料(賃貸は除外)令和7年6月1日現在

①分譲マンションの供給状況(平成元年以降) (賃貸を含まない)

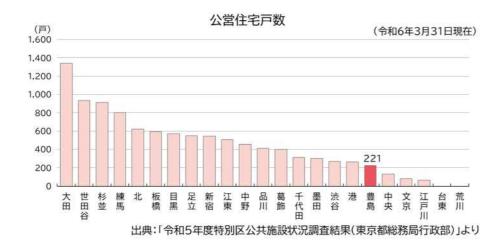
_									
竣工年	供給戸数	うち 30㎡未満 (H21以前は 29㎡未満)	うち ファミリー タイプ	マンション 建設数	竣工年	供給戸数	うち 30㎡未満 (H21以前は 29㎡未満)	うち ファミリー タイプ	マンション 建設数
H1	1,141	580	561	38	H20	1,269	263	1,006	21
H2	679	387	292	20	H21	902	337	565	20
Н3	906	373	533	25	H22	1,241	415	826	22
H4	430	239	191	15	H23	2,090	212	1,878	19
Н5	307	161	146	10	H24	1,056	181	875	17
Н6	285	145	140	9	H25	1,098	388	710	20
H7	413	96	317	12	H26	962	531	431	22
Н8	1,182	244	938	19	H27	1,509	335	1,174	12
H9	1,043	83	960	29	H28	550	199	351	10
H10	1,386	479	907	29	H29	387	176	211	8
H11	1,605	268	1,337	34	H30	445	145	300	12
H12	1,512	258	1,254	30	R1	517	447	70	23
H13	1,512	355	1,157	35	R2	431	258	173	12
H14	1,067	434	633	29	R3	396	333	63	12
H15	1,632	484	1,148	32	R4	1,093	457	636	21
H16	1,421	344	1,077	25	R5	464	226	238	10
H17	1,580	444	1,136	32	R6	341	147	194	9
H18	2,707	493	2,214	30		304	41	263	8
H19	1,587	537	1,050	20	合計	37,450	11,495	25,955	751

②主要なファミリーマンション建設計画 (分譲・賃貸を含む。令和7年6月1日現在)

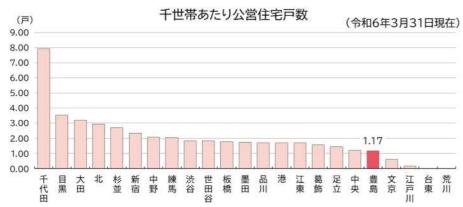
竣工年	タイプ	供給戸数	マンション建設数
	分譲マンション	193	3
R7	賃貸マンション	252	3
	計	445	6

出典:住宅・マンション課作成資料

14. 公営住宅戸数の23区比較



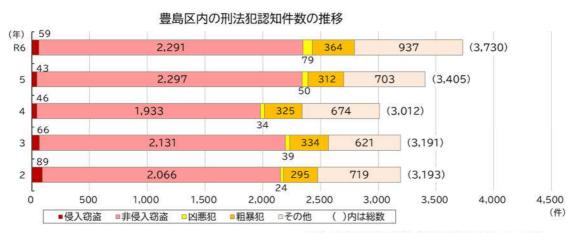
15. 千世帯あたりの公営住宅戸数の23区比較



出典:【公営住宅戸数】「令和5年度特別区公共施設状況調査結果(東京都総務局行政部)」より ※千世帯あたり公営住宅戸数=戸数/世帯×1000 ※令和7年1月1日現在住民基本台帳世帯数

8. 治安対策の推進による地域防犯力の向上

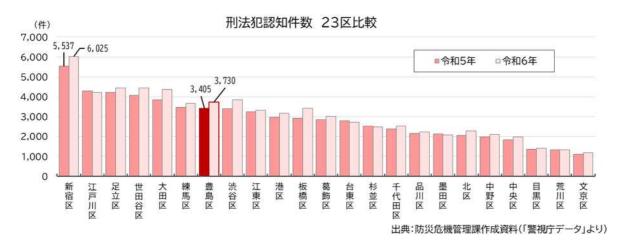
1. 区内刑法犯認知件数の推移



出典:防災危機管理課作成資料(「警視庁データ」より)

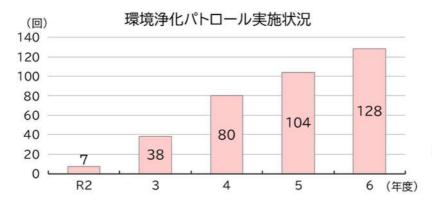
基本計画(2025-2029)の施策の効果を表す代表的な指標	現状値(2024年度)	目標値(2029年度)
区内の刑法犯認知件数【件】	3,730	2,800

2. 刑法犯認知件数の23区比較



3. 環境浄化パトロール

「ポイ捨て禁止」「路上看板禁止」「客引き禁止」を目的として、区内の環境浄化団体や町会が繁華街地区を中心に行う環境浄化パトロール活動に継続的に参加し、警察等の関係機関と連携しながら、区民の防犯意識の高揚と安全安心なまちづくりを推進している。



出典:防災危機管理課作成資料